

# 「間接送電権市場 売り入札の量および価格の考え方」

2026年4月17日

一般社団法人日本卸電力取引所

## 1.間接送電権市場における売り入札の量の考え方について

2026年取引分から、間接送電権取引市場における売り入札の量は、以下のとおりとする。

### (1) 週間商品

当該商品に係る対象期間の連系線の空容量から年間商品の約定分を除いた量

### (2) 年間商品

#### (ア) 9月取引商品

当該商品に係る対象期間の連系線の空容量の最小値の2分の1 × 1/4

#### (イ) 2月取引商品

対象期間の連系線の空容量の最小値の2分の1から9月取引商品の約定分を除いた量

## 2.間接送電権市場における売り入札価格の考え方について

2026年4月の取引から、間接送電権取引市場における売り入札価格は、以下のとおりとする。

### (1) 週間商品

#### (ア) 売り入札価格

N年X月を対象期間とする週間商品の売り入札価格は、以下の数値とする。なお、値差とは、当該商品に係るエリア間のエリアプライスの差額をいい、以下同様とする。

【①N-1年X月の値差平均】 ×

(【②N年X-3月の値差平均】 / 【③ N-1年X-3月の値差平均】) × 1/3

- ①～③の値のいずれか一つでも0以下となる場合は売り入札価格は0.01円/kWhとする。ただし、①が0以下ではなく、②または③が0の場合は①×1/3を売り入札価格とする。
- 計算結果が0.01円/kWhを下回る場合は、0.01円/kWhを売り入札価格とする。

#### (イ) 売り入札価格の上限

以下の数値のうち、最小値を売り入札価格の上限額とし、(ア)によって算定された売り入札価格が上限を超える場合、売り入札価格は上限額とする。ただし、上限額が、0.01円/kWhを下回る場合は、0.01円/kWhを上限額とする。

(a) 【N-1年X-2月～N年X-3月の値差平均】 × 1/3

(b) 【N-1年X月の値差平均】 × 200% × 1/3

## (2) 年間商品

### (ア) 売り入札価格

N 年度を対象期間とする年間商品の売り入札価格は、以下の数値とする。

#### (a) 9 月取引商品

$$\text{【N-2 年 9 月～N-1 年 8 月の値差平均】} \times 1/3$$

#### (b) 2 月取引商品

$$\text{【N-1 年 2 月～N 年 1 月の値差平均】} \times 1/3$$

➤ 計算結果が 0.01 円/kWh を下回る場合は、0.01 円/kWh を売り入札価格とする。

### (イ) 売り入札価格の上限

以下の数値を売り入札価格の上限額とし、(ア) によって算定された売り入札価格が上限を超える場合、売り入札価格は上限額とする。ただし、上限額が、0.01 円/kWh を下回る場合は、0.01 円/kWh を上限額とする。

$$\text{【N-4 年度～N-2 年度の値差平均】} \times 200\% \times 1/3$$